

中心市街地の空き店舗に出店する事業者等に対して 補助金を交付します

中心市街地の空き店舗の有効な活用を促進し、賑わいと活気ある商店街づくりを図るため、中心市街地の空き店舗に出店する事業者等に対し、「令和4年度日向市中心市街地空き店舗対策事業補助金」を交付します。

■受付期間：随時（ただし、今年度予算に達し次第、受付終了）

■申請窓口：日向商工会議所

【補助対象事業Ⅰ】

■補助対象者：対象空き店舗に出店する新規出店者（個人又は法人）

■対象空き店舗

中心市街地区域内に存在する空き店舗であって日向商工会議所が指定した店舗

■主な補助要件

①小売商業又はサービス業、その他日向商工会議所が中心市街地の活性化に寄与すると認めた業種

②中心市街地における賑わい及び消費者の回遊性の創出が見込まれるものであること。

③午前中から営業を開始し、午後5時以降まで営業が継続されるものであること。

④3年以上継続して営業を行うことが見込めること。

※その他にも要件がありますので、賃貸契約の前に必ずお問い合わせください。

■補助金額（補助期間：2年間）

| 補助対象経費 | 補助期間 | 補助金額 |
|--|------|-------------------------------------|
| 家賃 (敷金、権利金、共益費、駐車場費、 その他契約に係る諸経費は除く) | 1年目 | 家賃の月額額の2分の1の額、または 5万円のいずれかの低い額 |
| | 2年目 | 家賃の月額額の8分の3の額、または 3万7千円のいずれかの低い額 |

【補助対象事業Ⅱ】

■補助対象者

中心市街地の商店街振興組合または商店会、その他日向商工会議所が適当と認めた団体

■主な補助要件

中心市街地の賑わい及び消費者の回遊性の創出を目的として、地場産品等の展示または販売、地域の振興に資する情報発信、コミュニティづくり等の活動を行うこと。

※その他、要件・補助金額等の詳細についてはお問い合わせください。

【注意事項】

①交付決定前に出店した場合は、補助対象外となります。

②交付については、日向商工会議所内に設置した審査会での審査を経て決定します。

(申請から交付決定までに1カ月程度かかります。)

③申請前に必ず日向商工会議所または日向市市街地整備課へご相談ください。

<お問合せ>日向商工会議所

TEL:0982-52-5131

日向市市街地整備課街なか活性化係

TEL:0982-66-1033